

青森県報

号外第六十七号

令和七年
八月十二日
(火曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

○東部海区管内におけるさはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)：一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、サケを目的とするさはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和七年八月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

二 期間

令和七年八月十二日から令和八年二月末日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、調査を目的として、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、さはえなわ試験操業をする者を除く。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭